

◎稚内空港利用促進協議会

開催状況

- ・平成16年3月26日 協議会設立
- ・平成16年7月28日 協議会作業部会開催
- ・平成17年2月25日 第1回協議会開催
- ・平成18年11月9日 第2回協議会開催
- ・平成19年10月30日 第3回協議会開催

「稚内空港利用促進協議会規約」

第1条 本会は、稚内空港利用促進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、稚内空港の関係者が相互の連携を強化しながらその取組みを強化し、稚内空港の利用を促進するための施策に一層取り組むことにより、利用者利便の向上、航空ネットワークの維持及び拡大、観光立国の推進等を図り、地域の発展及び振興にこれまで以上に寄与する空港を目指し、経済社会の活性化、国際競争力の向上等に一層資することを目的とする。

（事業）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、会員が連携して次の事業を行う。

- (1) 航空や空港についての広報活動を行うこと
- (2) 空港利用サービスの改善を行うこと
- (3) 地域活性化の核としての空港の活用を行うこと
- (4) 航空需要開拓のためのプロモーション活動を行うこと
- (5) 前各号の事業に付帯する事業を行うこと

（組織）

第4条 協議会は、別表1に掲げる者をもって組織する。

（会長）

第5条 協議会に、会長を置き、東京航空局稚内空港事務所空港長をもって充てる。
2 会長は、会務を総理する。

（庶務）

第6条 協議会の事務局は、東京航空局稚内空港事務所総務課において行う。

（作業部会）

第7条 第4条の組織の連携、意見調整を図るため作業部会を設置する。
2 本部会は、別表2に掲げる者をもって組織する。

（雑則）

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、平成16年3月26日から適用する。

(別表1及び2は、次項「構成員」に同じ。)

構成員 (6団体)

[協議会]

○国(3)

[会長] 東京航空局稚内空港事務所	空港長
北海道開発局稚内開発建設部築港課	課長
北海道開発局稚内開発建設部稚内港湾事務所	所長

○地方公共団体(1)

稚内市建設産業部	部長
----------	----

○関係事業者等(2)

稚内空港ビル(株)	常務取締役
全日本空輸(株)稚内空港所	所長

[作業部会]

○国(3)

稚内開発建設部築港課	港湾計画官
稚内開発建設部稚内港湾事務所工事第二課	課長
東京航空局稚内空港事務所総務課	課長

○地方公共団体(1)

稚内市建設部港湾課	課長
-----------	----

○関係事業者等(2)

稚内空港ビル(株)業務部	部長
全日本空輸(株)稚内空港所	所長

※全日本空輸(株)所長は協議会役員及び作業部会役員を兼務。

活動状況等

☆ 平成19年8月26日 稚内空港「空の日」2007開催に伴い、利用促進協議会構成員(空港事務所職員を除く)が参加し来場者の案内並びに模擬店を出店した。